

○沖縄県公安委員会運営規則

発出年月日：昭和 47 年 5 月 15 日
文書番号：沖縄県公安委員会規則 1
公表範囲：全文

改正 令和 2.04 公規則 2

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 会議（第 3 条―第 12 条）

第 3 章 公印（第 3 条―第 12 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 45 条の規定に基づき沖縄県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の権限行使）

第 2 条 委員会は、その委員をもつて組織する会議（以下「会議」という。）の議決によつて、その権限を行う。

2 委員会は、法第 47 条第 2 項の沖縄県警察（以下「警察」という。）の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。

3 前項の大綱方針は、法第 47 条第 2 項の警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。

4 委員会は、法第 47 条第 2 項の警察の事務の処理が第 2 項の大綱方針に適合していないと認めるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。

5 委員会は、本部長から法第 43 条の 2 第 1 項又は前項の規定による指示に基づいてとつた措置について必要な報告を徴するものとする。

第 2 章 会議

（会議）

第 3 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集する。

（定例会）

第 4 条 定例会は、毎週 1 回公安委員会会議室において開催する。ただし、特別の事由があるときは、回数及び場所を変更することができる。

（臨時会議）

第 5 条 臨時会議は、臨時必要がある場合に、委員長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対し臨時会議の招集を求めることができる。この場合においては、委員長は臨時会議を招集しなければならない。

3 本部長は必要があると認めたときは、委員長に対して臨時会議の招集を要請することができる。

4 委員長は、臨時会議を開催するときは、会議日時及び場所並びに会議に付する事項を他の委員及び本部長にあらかじめ通知するものとする。

(委員長代理)

第6条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、臨時にその職務を行う。

(定足数)

第7条 会議は、委員の2人以上が出席しなければ開くことができない。

(議長)

第8条 委員長は、会議の議長となる。

(採決)

第9条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決定する。

(権限行使の特例)

第9条の2 緊急の必要がある場合において、会議を招集することができないとき、又は招集してもこれを開くことができないときは、委員長又は委員は、第2条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で他の委員と協議を行い、委員会の権限を行使することができる。この場合において、委員会の権限を行使した委員長又は委員は、そのとつた措置について、次の会議に報告しなければならない。

(本部長等の出席)

第10条 本部長は会議に出席するものとする。

2 本部長は、委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、警察本部警務部総務課（以下「総務課」という。）において行う。

(会議録)

第12条 会議の結果は、会議録（様式第1号）に記載するものとする。

2 会議録に記載する事項は、おおむね、次のとおりとする。

- (1) 開催月日及び時刻
- (2) 出席者
- (3) 議決事項及びその他の議事の概要
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

第3章 公印

(公印の種類)

第13条 委員会において使用する公印は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県公安委員会印
- (2) 沖縄県公安委員会委員長印
- (3) 前2号のほか、免許証又は許可証などに用いるもの。

(公印の形式)

第14条 公印の寸法及び形状は、別表に定めるところによる。

(公印の登録)

第 15 条 公印はすべて総務課備付けの公印登録簿（様式第 2 号）にその印影を登録しなければならない。

（公印の管理）

第 16 条 公印の管理は、総務課長の所管とし、その保管責任者は、同課次席とする。

2 第 13 条第 3 号に規定するものについては、前項の規定にかかわらず、本部長が保管責任者を定め、その使用及び保管について委任することができる。

（公印の使用）

第 17 条 公印は、保管責任者の指定する場所以外に持ち出して使用することはできない。ただし、特に保管責任者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 公印の押なつを受けようとする者は、保管責任者に決裁の原議を呈示して、文書に押なつを受けなければならない。

3 保管責任者は、原議が決裁を経たものであることを確認しなければ公印を押なつしてはならない。

（公印使用の特例）

第 18 条 第 13 条第 1 号に規定する公印については、一定の字句及び内容の文書を多数印刷又は撮影する場合において、事務処理上特に必要があり、かつ、支障がないと認められるときは、前条の規定にかかわらず当該文書に公印の印影を印刷又は撮影して押印に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 [次のよう略]

1 この規則は、交付の日から施行する。

2 この規則による改正前の沖縄県公安委員会運営規則〔中略〕に規定する様式による様式による書面については、当分の間それぞれ改正後のこれらの規定に規定する様式による書面とみなす。

[次のよう略]

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

[次のよう略]

附 則（令和 2 年 2 月 25 日沖縄県公安委員会運営規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以下、別表等省略